

文書館ニュース

18 号

山口県文書館

文書の整理と目録の公刊と

— 今後の課題として —

山下 義雄

(山口県文書館長)

◎ 発足の素地

山口県文書館は、

第一に、昭和二十七年毛利家から五万点の毛利家文庫が県に寄託されたことにより、県はこの文書を『山口県文化史』編修の基礎史料として、公開利用させるため、

第二に、昭和十二年から終戦まで知事部局の県史編纂所において、県史出版の目的で収集した中世・近世文書と、県庁文書・郡役所文書三万点の活用を図るため、

第三に、明治三十六年に発足した県立山口図書館において収集した数千点の郷土史料原本を統合して活用するため、

昭和三十四年四月一日、県条例により設置された。

◎ 今後の課題

発足時の引継文書は、八万数千点であったが、昭和五十七年度末

文書の整理と目録の公刊と……………	山下 義雄……………1
情報公開システムの登場と文書館……………	北川 健……………2
文書館論議の出発点……………	戸島 昭……………6
山口県文書館の公文書……………	(1) 収集状況……………広田 暢……………8
……………	(2) 整理状況……………吉本 一雄……………9
……………	(3) 閲覧利用状況……………小山 良昌……………10
山口県下の公文書目録の刊行状況……………	百田 昌夫……………11

の収蔵文書は二十七万数千点となった。これは寄贈・寄託文書のほか行政文書（県庁文書等）を引継いだものである。

文書館は設置条例に定めてあり、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録を収集し、管理するとともにこれらの活用を図り、文化の発展に寄与することを目的としている。この目的にむかつて諸先輩の方々が苦難を乗り越え努力された結果、今日に至る所蔵文書となり、この文書の公開利用により県内の学問文化向上に大きく寄与している。

しかし、今後とも現在行政部局（県庁等）で作成・保管されている行政文書を、如何に引継ぎ整理保存して後世に対する遺産として所蔵するかという大きな課題がある。

また、現在、所蔵文書の閲覧には、公刊された『毛利家文書目録』五分冊のほか、仮目録が利用されているが、仮目録は、『山口県行政文書仮目録 戦前の部』以外はまだ印刷・配布されていないという現状なので、これの公刊を順次実施していくという課題の実現を願っている。

なお、早急に、「文書館法」の制定により全国的な文書の保存利用の法的裏づけが定められることを望むものである。

情報公開システムの登場と文書館

— 埼玉県立文書館を見学しての記 —

北川 健

情報公開は「黒船」の到来

かつて高杉晋作は上海に航し、吉田松陰は長崎に赴き、そして、「列強」を知った。一九八四年二月、山口の某は浦和に来て、「黒船」の到来を眼前にした。(以下、埼玉県立文書館を「埼玉文書館」と呼ばせていただく)

「情報公開」それは巨大にして強大なシステムであり、歴史的必然であることにおいて「黒船」である。イマテイに言えば「宇宙戦艦」。埼玉文書館はこの「黒船」と「外圧」をとらえて「開港」、「宇宙時代」への発進をとげた。

情報公開へのケジメと「一線」

新館なった埼玉文書館は、館内の一角を情報公開の窓口「公文書センター」に供与している。センターは知事部局、文書館は教育部局の所屬である。両者が機構を別にしてるところにこそ、埼玉の「良識」「見識」の高さがある。情報公開との間に「一線を画した」「ケジメをつけた」文書館として、同館が評価されるゆえんであり、ポイントである。

事実、文書館としての「独立」と「存立」を堅持しぬいての情報

公開への対応なのである。どう「一線」を画し、どう「対応」しているのか。

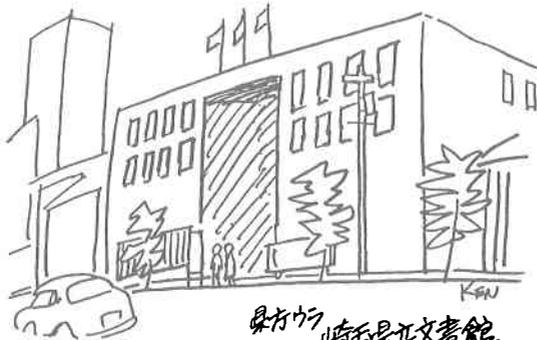
「外圧」と「植民地化」に抗して

情報公開が登場してくるとき、それは一つには文書館への脅威「外圧」として立ち現われてくる。公開機関と文書館との「一体化」構想、「合併」案がそれである。埼玉文書館はこの併呑、「植民地化」の危機に「民族」の存立をかけて対峙した。

「文書館は文書館である」「情報公開と文書館とは本質的に別物」「一体化はありえない」「文書館の機能を後退させるな」等々、双方の「チガイ」をあくまで強調した。

この「民族」

戦線の攻防がどれほどシ烈なものであったかは、「眠られぬ夜もあつた」嫌いな法律も勉強した」



県庁ウチ 埼玉県立文書館

「文字どおり僥倖であった」という吉本館長自身の述懐にこもっている。

かくてみずからの体制を名実ともに確保しとげた今、埼玉文書館の自負と感慨のほどは、「新館と旧館とは何も変わってはいませんヨ」「変わったと言えば住居表示くらいかな」「情報公開と心中するつもりなんかないんだから」「文書館を知らないようでは、埼玉県庁では一流課長になれませんヨ」といった言い廻しに溢れている。

情報公開による「外圧」に抗し、対決することで埼玉文書館は、「自主独立」を堅持、貫徹した。

「民族」主義にして「国際」派

だが、文書館と情報公開との民族的「チガイ」を弁別強調するといつても、情報公開を「外夷」「紅毛」として、これと敵対、排斥し合うことではない。「攘夷」「国粹」をもって「名譽ある孤立」「鎖国」に立て籠ることではない。

要は「チガイ」「原則」をつけた上で何をするか、である。押し来たった情報公開の「黒船」に対して波うちギワまで進み出て、みずからの流儀とベースでこれを迎遇「交易」しているのは、ほかならぬ埼玉文書館なのである。

「民族」主義にして「国際」派なのである。あの「黒船」に乗込もうとした吉田松陰とも、また外艦砲撃しながらも手を握った幕末長州藩の姿勢とも、何やら通ずるものがある。

「共存」の舞台裏と「大トネル」

埼玉文書館はみずからを情報公開とどう「連接」「関係づけ」ているのか。情報公開機関との「一線」と「接点」、「共存」関係は、実際どうなっているのか。

公文書センターと埼玉文書館との「接点」は、前者から後者に一〇年経過の永年文書を「自動的に引継ぐ」こと以外にはない。期限文書は期限切れとともに「廃棄」、文書館がそこから「選択的に収集」する。公文書センターはあくまで「有期間内」文書―永年文書については「一〇年間」―を扱う。そこに「一線」と「接点」がある。

ところがである。この手続の上では前者から後者への文書コースであるが、実務上はなんと前者を経由しない？ような形での「大トネル」が稼動しているのである。そこでは情報公開のための文書群が文書館の指導のもとに整理、目録化、カード化されている。文書群は文書館の整理保存の「回路」に先取的にキープされ、その状態でセンター窓口への「出番」に応じているのである。

情報公開機関	文書館
<ul style="list-style-type: none"> 住民の権利請求にもとづく行政義務の執行機関 住民の権利保障のため救済機関を伴なう 	<ul style="list-style-type: none"> 住民への文化的、教育的サービス機関 住民との権利・義務の関係をもち、救済機関を伴なわない
<ul style="list-style-type: none"> 現用現行の文書について一定期間扱う 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な文書について扱う。選択的、永久的にこれを保存する

この「先行」「先取り」方式のトンネルのカラクリこそ、埼玉での両者の実際的な相関関係「舞台裏」である。入口は「男湯」「女湯」とあっても湯舟は一つという、あの構造を思わざるをえない。共存関係の「大動脈」「国際河川」はそこにある。

センターは「窓口」であり、文書回路の「物流」部門は文書館がカヴァーしているのである。「どうせ文書館に入ってくる文ですから、最初から文書館で整理、カード化した方がよいわけですよ」、それが埼玉文書館の「実」の取り方である。センターの「下請け」などというケチな感覚はそこにはない。文書館が「買って出ている」ようなのである。

原則を立てた上での「実質」主義こそ、埼玉文書館のたくましさである。

情報公開の「戦力」と「内燃機関」

したがって埼玉文書館に来て目につくことは二つある。一つは①書庫が明るく広く、随所に机まで持込んで作業もできるというスペースと居住性。今一つは②業務従事者の数の多さである。

聞けば嘱託一〇人、雇用一六人。これに正規の専門員一〇人。事務系職員(六人)を除いても計四〇人にも近い人員が整理等の業務にそれぞれ各所で当たっているのである。

すごい「戦力」である。であればこそ埼玉は情報公開にこぎつけられたのである。過去一〇年間、埼玉文書館が作成してきた文書カード、件名カードはなんと九三万点の多きに及ぶ。向う数年間のそれにしては一万数千冊分が控えているという。

情報公開は何よりも文書の整理、カード化、目録化のための膨大な「戦力」を不可欠とする。この「戦力」を埼玉文書館はかかえ込

み、同時に公開向け文書群をも仕込んでいるのである。こう見

てくると情報公開の「内燃機関」は文書館なのである。

情報公開システムにみずから積極的に「関連づける」ことによって、埼玉文書館は「ヒト」と「モノ」を握り「文書館としての」内実と立場を確固不動のものにしているのである。言うなれば「大割拠」。

スペースシャトル「情報公開」をかかえ込んで？飛航する「宇宙艦」こそ埼玉文書館の姿である。

「転身」にあらず「変身」にあらず

と言ってこの「大割拠」が埼玉文書館本来のありようと齟齬矛盾するのではない。情報公開に「便乗」「同乗」しての「転身」や「変身」ではない。レッキとして従前一貫して進めてきた路線が情報公開に沿う論理と方式のものであったことこそ、私どもはキモに銘じ



なければならぬ。

「文書館としての第一義的な業務は整理と目録作成。これを優先させてきた」、それが埼玉文書館の方針であり、実績であり、この軌道の延長線上に情報公開との「出会い」はあるのである。

情報公開に対峙しつつ対応できたその内在的な力量とバックボーンはそこに根差す。「史料集よりも目録を」「研究よりもサービスを」で来たという。言うなれば「公文書整理」型文書館が埼玉文書館、「史料刊行」型文書館が山口のレッテルということにでもなろうか。もつとも「これからは第二段階。研究紀要も予定。研究用図書費も向う五年間で三千万円」だと聞く。段階的発展構想である。

「教育」とのキズナとリング

埼玉文書館の所在位置もまた絶好である。県庁裏の隣接地にある。文書館と知事部局との関係を見るとき、この県庁との至近距離は文書館への行政サイドの認識を「緊密」なものとする。

一方、教育部局についても、埼玉文書館はみずからを「教育機関」「文化的施設」「サービス機関」だとして情報公開との一線を堅持した。それも「教育」との連帯を踏まえてのことである。

たとえば同館は学校教員の「研修員制度」を受入れている。また同館の「資料案内」を見ても「郷土史料の教材化のすすめ」特集など。学校教育とのリングとベルトをゆるがせにしている。広く市民対象の講習会や展示会も営む。館務分掌にも「普及教育」係がある。

知事部局とのツナガリも、「教育」を通しての教育部局とのキズナも、ここでは双方に深い。文書館の所屬をめぐって「知事部局か教育部局か」という両断択一など、ここではサカシイ愚問？である。

要は「実質」。「原則」と「実質」をまたいでの「大割扱」、埼玉文書館は「大コウモリ」である。

「歴史の実験」の二つの結末

「埼玉はこうなつて、山口がそうなつて、それぞれ歴史の実験の結果なんです」「この二つの方式の結果から、後発県は判断するはずだ」「今の埼玉に追いつくとしても、一〇年はかかるでしょう。」

「東の埼玉、西の山口」と、先発県の名を共に冠されてきながらも、どうやら「東高西低」「光は東方より」の観は否めない。思うこと多し。コンピュータとやら「紅毛」の魔法箱にイカれてのことか、はたまた吉本館長の気炎に毒されたのことか。

とにかく、好むと好まざるとにかかわらず、情報公開のもつ「市民論理」とコンピュータによる「テクノ方式」は、いつの日か文書館にも貫徹する。かつて世界資本主義の論理と方式が「鎖国」日本の津々浦々にまで貫通したようにである。

情報公開の波をかぶることによって、文書館の「独自性」、その「歴史的判断」と自称する収集の基準も、「一律二〇年非公開」などというドンブリ式の公開基準なども、その根拠と内容をシビアに問われてくるはずである。そのことこそ「開かれた」文書館への確実な進展である。

要は、どう「開港」するかである。それも内発的な「覚醒」と「開眼」をもつてである。新しい時代の大きなテーマに向つて、「二十一世紀」の文書館とはどう在ることなのか――。

文書館論議の出発点

— 史料協大会を振り返って —

戸 島 昭

一
昨年十月、大阪で開かれた第九回歴史資料保存利用機関連絡協議会（史料協）大会の研究会では、午前の全体会と午後の分科会に、それぞれ二本の報告が用意され、この問題提起に基いて盛んな質疑応答と熱っぽい討議が繰り上げられた。その議論の中心となったのは、情報公開と文書館のかかわり」と行政文書収集の選択基準」であったが、一昨年十一月の史料協茨城大会でも、やはりこの二点が中心議題になっていたという。

今、五カ月前の史料協大会を振り返ってみるとき、全国の都道府県や市などから集まったところの、文書館・資料館・図書館・博物館あるいは文書課といったような機関の職員が、それぞれの立場から発言し、複雑多岐に入り組んだ主張は、容易に統一できるものではなかったように思われる。

二

特に「情報公開」と文書館のかかわりについて、既設の文書館職員からは「文書館の機能と情報公開制度とは異質である。文書館が情報公開制度に全面的に組みこまれてはならない。」といった見解が比較的によく出されるのに対し、これから文書館の設立を構想しようとしている文書課職員などからは「文書館は情報公開制度という

行政上の需要にのせることによって、ようやく設置の糸口がつかめるのが実態だ。」と主張されており、その隔たりは大きいように思われる。

三

もちろん、情報公開制度のねらいとすると、歴史資料の保存利用制度のねらいとすると、その機能役割に相違があり、これを混同してしまつては双方の目的そのものが達成できない危険があるが、両者の関係を調整して行くとすれば、どのようなことが基本的に把握されなければならないのか、その出発点を明確にして論議を進める必要があつたように思われる。てんでに発言される主張を整理して理解しようとするとき、どうしても数々の報告や研究討議の内容を次の視点から分析し直してみなければならぬようである。

すなわち、既設の文書館が、あるいはこれから予定される文書館が、その収集する行政文書について、現に各部課で作成され行政上に活用されている「現用文書」（有期限文書・永年文書）を対象にしているのか、そうではなくて保存年限の切れた「廃棄文書」を対象としているのか、という一点である。

四

この視点から考えれば、前者の「現用文書」の収集に主体を置く文書館は、当然その公開方法として「情報公開」がより適合するであろうし、後者の「廃棄文書」の収集に主体を置く文書館は、従前の「史料公開」がなじむ制度となるであろう。

従つて大阪大会の全体会で報告された大阪府公文書館基本構想は「現用文書」の「情報公開」機関に傾いているし、分科会で報告さ

れた愛知県公文書館建設構想は「廃棄文書」の「史料公開」機関に傾いていると言えよう。

現に、大阪府の場合は法制文書課が各部課のもっている「現用文書」まで具体的に把握しようとしていると聞き、愛知県の場合は文書課が「廃棄される公文書からの試行的収集」を行なっているとの報告であった。

五

もともと、住民の行政参加・行政監視の権利として要求される「情報公開」制度が対象とする行政文書は、当然最新の「現用文書」が主体となり、歴史研究者などの要求に対応する「史料公開」制度が対象とする行政文書は過去の「廃棄文書」が中心となっており、おのずと両者はあい異なる側面をもつものであった。

従って、今後、文書館の設立を考える自治体にとって、その行政文書の収集の在り方が、「現用文書」を対象にしようとするものであれば、その公開方法は、「情報公開」に傾斜するであろうし、「廃棄文書」を対象にしようとするものであれば、「史料公開」で十分であろう。

逆に、「情報公開」を前面に押し出して文書館の設立を考えるのならば、その行政文書の収集は当然「現用文書」を主対象としなければ無意味であるし、「史料公開」を主体として文書館の設立を考えるのならば、その行政文書の収集は「廃棄文書」が主対象となるであろう。

もちろん、文書館に課せられる役目は多岐多様であり、このように単純な図式を描くことでは今後対処できないかも知れないが、文書館の行政文書収集の在り方や、その公開制度の在り方を考える時には、

基本となる文書収集の原点に立ち返って、これらの立場を明らかにして議論することが大切ではないだろうか。

六

また、既設の文書館にとっても、その行政文書の収集の在り方が基本的に「廃棄文書」を対象とするものであるならば、その公開方法は今後も従来のな「史料公開」でいけるだろうし、今後「現用文書」までを対象として行政文書の発生源で掌握しようとするものであるならば、その公開方法は必然的に「情報公開」と深いかかわりをもつことになるであろう。

七

結局、文書館未設置の自治体では、「情報公開」の大波に乗って文書館を実現させようとするのか、あるいは歴史研究者を主体とする「史料公開」の要求に対応するかたちで文書館を実現させようとするのか、この二者択一を迫られているのが実情のようであるし、また、既に文書館を設置している自治体にとっては、「情報公開」という巨大なうねりに対処するために、「現用文書」にまで収集対象を拡大するのかわしないのか、やはり二者択一を迫られているといえるようである。

八

ちなみに、教育部局の出先機関に位置づけられている山口県文書館の場合は、これまでの行政文書の収集は「廃棄文書」を対象としており、従って「情報公開」は「現用文書」をもつところの学事文書課と各部課が担うべきものであるという見解をとっているが…。

山口県文書館の公文書

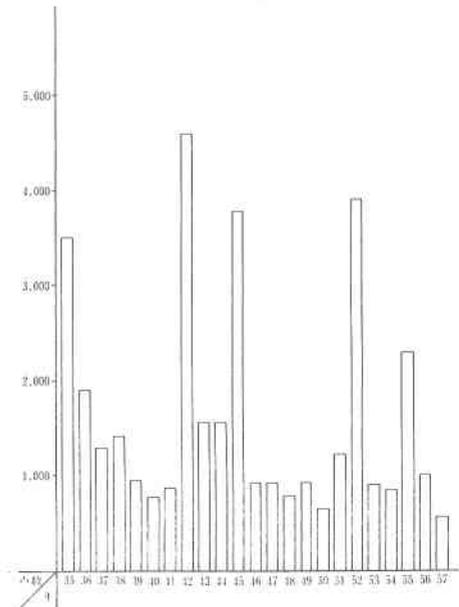
(1) 収集状況 広田暢久

当館所蔵の県庁文書は四万五、二六一一点、県庁パンフレットは五万九、二二四点所蔵し、両者の合計は一〇万四、四八五点に達している。五八年四月一日現在の文書総所蔵点数は二七万四、八五九点であるから、そのうち約四割を県庁関係書が占めていることになる。当館発足以降、県庁文書収集の年度別収集状況は図1の通りである。このグラフで分るように、県庁文書は大量に収集した年とそうでない年がある。このことについて、少し説明を加えてみよう。

昭和三五年、県庁文書を三、五〇〇点収集しているのは、当館発足直後の初収集であり、収集経緯も基準もないまま、いわば「手当り次第」に収集した結果である。しかし、翌年からは前年の経験を生かし選別を厳密にしたので、収集量は次第に減少してきている。昭和四二年、四五年の両度に大量の収集をしているのは、当時当館の主要業務であった「山口県政史」編さん事業とのからみである。昭和四一年、「県政史」執筆のための史料として約八、一〇〇〇点の県庁文書を、当館が県文書課から借用した。このうち、四、五〇〇点の戦前県庁文書は整理が早く終り、翌四二年に移管が実現した。戦後県庁文書は目録作成に年月がかかり、三、六〇〇点が移管されたのは昭和四五年である。

昭和五二年に三、九〇〇点、昭和五五年に二、三〇〇〇点の県庁文

図1 県庁文書収集年度別グラフ

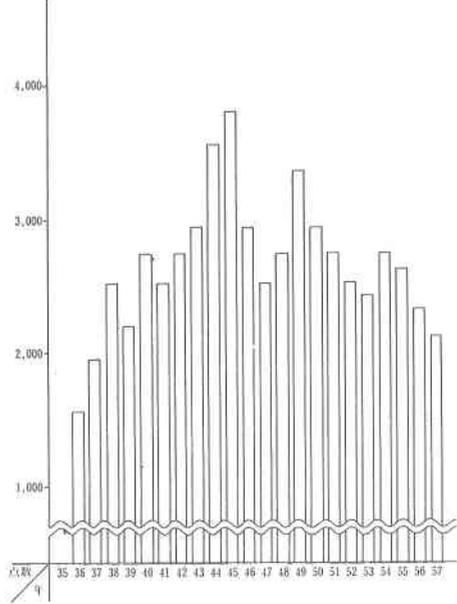


書を収集しているのは、県庁部課の統合や移転にともなって、かなり大量の県庁文書が廃棄され、それらの文書の中から当館が「歴史的に必要な文書」として収集した結果である。

このように多量に収集した年を加えての年平均は一、五六五点であるが、大量収集を除く平年の年収集点数は一、〇〇二点であることから、当館発足後の県庁文書年間収集は、毎年平均約一、〇〇〇点であるということができる。

次に掲げる図2は、「県庁パンフレット収集年度別グラフ」である。県庁各課で毎年作成されるパンフレットはかなりの量に達するが、これらパンフを保存している機関は一館もない。当館は発足以降、「県庁パンフの保存は公文書保存に準ずるものである」との見地から、収集に努めた。収集については過去において色々な方法を構じ

図2 県庁パンフレット収集年度別グラフ



たが、現在は年末に各課を歴訪して収集している。

当館所蔵パンフレット総点数は五万九、二二四点であり、年平均収集は二、六九二点である。しかし図2から判明するように、昭和四〇年から五五年にかけて収集点数は増加し、そのピークは四五年とみることができる。これは県経済界の高度経済成長政策の反映であつて、県庁各課も経済成長に見合うパンフレットを発行していたとみられる。最近の傾向としては、県庁各課のパンフレット作成量は漸減の傾向にあり、これに伴つて当館の収集点数も減少している。

(2) 整理状況

吉本 一 雄

当館所蔵の行政文書は、昭和五七年現在四万五、二六一点に達す

る。このうち、仮目録を作成し、利用可能な文書は戦前県庁文書・郡役所文書・県報・明治政府通達および県庁文書(戦後)の一部、一万三千点余である。各文書の内訳は次表のとおりで、行政文書の分類には部課別分類を採用している。

当館では、解題目録化を整理の基本とするため、今後、前記の仮整理文書を含め、全行政文書の本格的な文書整理が必要となる。行政文書の目録化については、件名目録化方式を採用している館もあり、情報処理方法の急速な進展をふまえ、目録作成方法としてどちらの方式がよりベターなのか検討の余地がある。

行政刊行物(パンフレット)は、概算、五万九千点余を収蔵する。一部については、発行先を基に部課別分類を行っているが、未整理の状態にある。単に〇〇部〇〇課の分類では、収蔵文書の増加にと

文書名	点数	内訳
戦前県庁文書A	6,514	総務 2,051 教育 88 農業 2,356 商工 23 土木 649 警察 178 福祉 491 宗教 678
戦前県庁文書B	3,175	
郡役所文書	902	大島郡 148 玖珂郡 233 毛郡 13 熊波郡 8 佐波郡 16 吉敷郡 3 厚狭郡 19 豊浦郡 170 美祢郡 71 阿武郡 203 阿武郡 18
県報(布達)	319	明治4 ~ 36年
明治政府通達	417	太政官日誌外
県庁文書(戦後)	11,179	
その他	1,366	
合計	23,872	

もなつて検索が困難となり、十進分類法のように、補助記号をも加味した整理体系を考案する必要がある。今後の課題である。

なお、近年、図書館界で酸性紙の問題が提起されている。圖書の保存を高めるために脱酸化に成功との報道もある。文書の永年保存を目的とする機関としては、切実な問題で、対策を検討すべきであろう。

(3) 閲覧利用状況 小山良昌

ここ一五年間における当館の閲覧利用の状況および傾向について図3～5によって述べてみよう。

閲覧者の利用状況 当館の発足は昭和三四年であるが、その翌三五年には、閲覧者数ははやくも六〇〇人を越えた。その後、約一〇年間の閲覧者数はほぼ横ばい状態にあったが、同四五年頃から漸増傾向をたどり、ついで飛躍的增加をみたのは昭和四九年度であつた。すなわち、同四八年七月には新館舎が完成し、その開館に伴つて閲覧者が急増したもので、従来の六〇〇人～八〇〇人前後が一挙に一、三〇〇～一、五〇〇人、一日平均五・五人の閲覧者となつた以後今日まで一、四〇〇人前後のほぼ横ばい状態にある。

一方、県内・県外別閲覧者数は図3に示すとおりである。過去一五年間の県内・県外別平均比率は七対三となり、閲覧者の三分一は県外からの利用者である。なかんづく、昭和四七～五一年度にかけての五年間には、閲覧者の四〇％近くが県外者であつた点は注目に値する。創立一〇年余を経てようやく当館の業務成果が全国的に認識されはじめた結果だと理解される。

図3 年度別・県内県外別閲覧者数

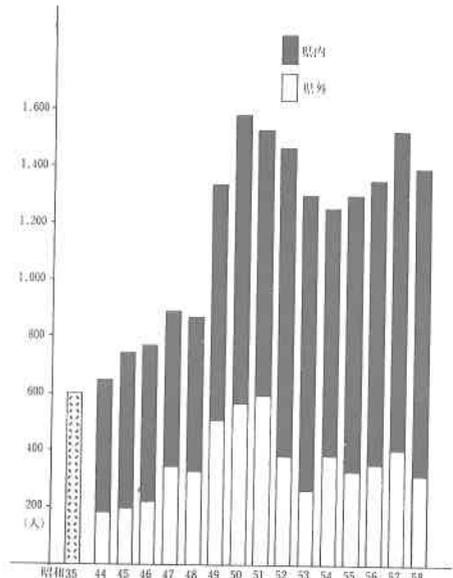


図4 年度別・総閲覧文書点数

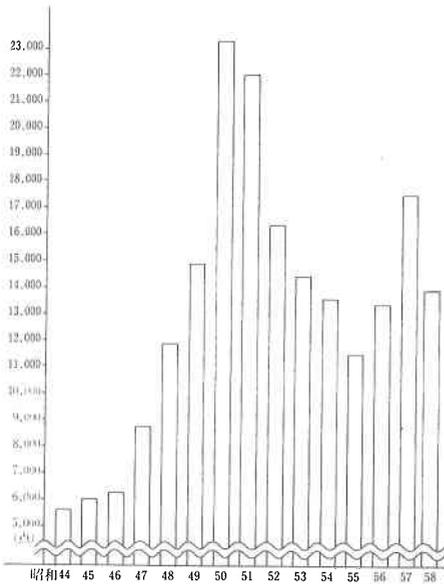
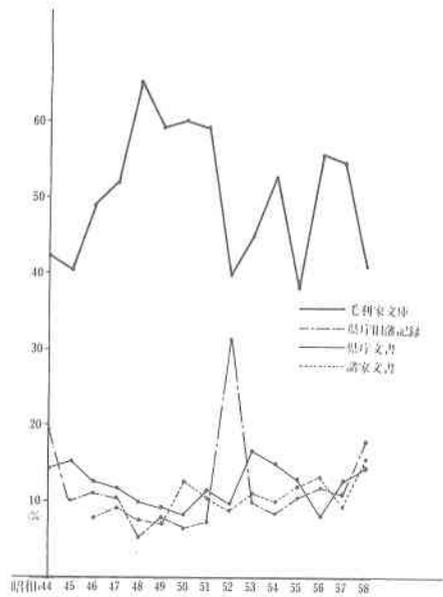


図5 年度別・文書群別閲覧状況



なお、職業別閲覧者数では、過去一五年間を平均すると、(1)学生一二〇% (2)大学教員一五% (3)県職員一二% (4)市町村職員一% (5)小中高教員一八%の順となり、学生・教員・公務員がいわゆる閲覧「御三家」を形成している。とりわけ、公務員の閲覧は最近とみに増加の一途にあつて、ちなみに本年度は全閲覧者の三〇%を越える勢を示している。

文書の閲覧状況 図4に示すように、昭和四七年度頃から文書の閲覧点数が増加しはじめ、同四八年度は新館舎移転に伴う三ヶ月間の長期休館日があつたにもかかわらず、従来の年間閲覧点数の約二倍にあたる一万二、〇〇〇点が閲覧された。ついで、新館舎オープン後の昭和五〇年度には二万三、〇〇〇点、一日平均では八五点以上という驚異的な閲覧が行われた。その五〇年度をピークとして、

その後は漸減傾向にある。漸減の理由としては、当館発足以来相次いで世に送った「防長風土注進案」「萩藩閩閩録」「防長寺社由来」あるいは一連の「山口県史料」など当館が所蔵する主要文書の複製出版により、座して文書の閲覧が可能になつたことによる、と考えられる。しかし、同五五年度を低限とし、最近は漸増傾向にある。

各文書群の閲覧状況は図5に示すとおりである。当館の看板文書であり、また近世史研究では欠くべからざる文書群である毛利家文庫の存在は大きい。その閲覧状況は他文書群を圧倒し、最高六四%余におよび、過去一五年間の平均閲覧率でも五〇%を示している。毛利家文庫に次いで県庁文書、県庁旧藩記録および諸家文書の各群の閲覧が多く、以上四文書群の合計は総閲覧文書の八〇%以上を占める。残る二〇%を徳山毛利家文庫、三卿・両公伝史料、諸家文庫その他諸々の文書群が占めている。

山口県下の公文書目録の刊行状況

百田 昌 夫

山口県下の市町村公文書については、市町村史編纂事業の一環として、あるいは一九七五―六年度には当館地方調査員の事業としても、所在調査と目録化が進められてきた。市町村の戦前行政文書の概数としては約六万点の存在が把握されている(広田暢久「山口県市町村行政文書保存状況」一覽表について、ニュース一四号)。ここでは、近年、公にされた公文書目録の刊行状況を紹介しておく。このうち、宇部市のばあいには、一九四一―五四年に合併された六ヶ村の旧役場文書が、六件とも郷土資料館において収集・整理・保存され、公刊目録によってその利用が可能に条件が整えられているこ

とが注目されるところである（六件通算約五、五〇〇余^ト）。

なお、県庁文書については、山口県文書館編「山口県行政文書復目録 戦前の部」（B5判25頁 一九七九・二）がある（通算約九、六〇〇余^ト）。

◇平生町史料目録第一集（B5判174頁 一九七〇・九 山口県熊毛郡平生町刊）

平生町役場文書

(一)旧佐賀村役場文書 一、四二四^ト（明治↗戦後）

(二)旧平生町 〃 一三七^ト（明治↗戦後）

(三)旧大野村 〃 八七^ト（明治↗戦後）

(四)旧曾根村 〃 二八三^ト（明治↗戦後）

◇上関町史料目録（B5判341頁 一九七二・八 山口県熊毛郡上関町刊）

上関町役場文書

(一)旧室津村役場文書 一、一三四^ト（明治↗戦後）

(二)旧上関村役場文書 七八^ト（明治↗戦後）

(三)町村合併後上関町役場文書 一、〇七八^ト（明治↗戦後）

◇嘉川村役場文書目録（B5判60頁 一九七八・一〇 山口市公文書室刊）

（総務関係三九五^ト 経済関係二二七^ト 社会関係三六^ト 教育

・社寺関係三三^ト 追加分一四^ト） 六九五^ト（明治↗戦前）

◇東岐波村役場文書目録（A5判93頁 一九七四・一二 宇部市立

図書館付設郷土資料館編 宇部市立図書館刊）

（総務関係八三二^ト 経済関係九七^ト 社会関係一〇^ト）

一、〇二〇^ト（明治↗戦後）

◇西岐波村役場文書目録一（A5版116頁 一九七五・一〇 同前）

（総務関係一、二九六^ト） 一、二九六^ト（明治↗戦後）

◇西岐波村役場文書目録二（A5版82頁 一九七六・六 同前）

（経済関係三七三^ト 社会関係四四八^ト） 八二二^ト（明治↗戦後）

◇厚南村 厚東村 二俣瀬村 村役場文書目録（A5版96頁 一九七七・八 同前）

厚南村役場文書（総務関係三九六^ト 経済関係七八^ト）

厚東村役場文書（総務関係二九二^ト 経済関係一七^ト 社会関係

一四^ト） 四七四^ト（宝暦↗戦前）

二俣瀬村役場文書（総務関係三三九^ト 経済関係三二^ト 社会関

係二八^ト） 二八九^ト（明治↗戦後）

◇小野村役場文書目録（A5判139頁 一九七八・一二 同前）

（総務関係九二〇^ト 経済関係三六四^ト 社会関係八三^ト）

一、三六七^ト（明治↗戦後）

文書館ニュース

昭和五十九年三月三十日発行 山口県文書館

〒七五三 山口市後河原松柄一五〇一

電話 山口〇八三九²⁴二二一六